

「藤三片山店」変更届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 藤三片山店

所在地 呉市西片山町5番2

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住 所	変更日・理由
株式会社藤三	代表取締役 藤村 重造	呉市広本町三丁目12 番26号	—
株式会社ハーティウ オンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11 番8号	—

(変更後)

名称	代表者	住 所	変更日・理由
株式会社藤三	代表取締役 藤村 重造	呉市広本町三丁目12 番26号	—
株式会社ツルハグル ープ&ファーマシー 西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神 一丁目1番10号	平成27年8月7日 代表者変更 平成27年8月16日 会社合併による 名称変更 平成28年1月25日 本店移転

3 変更の年月日

- 2 変更した事項(1)のとおり

4 変更する理由

- 2 変更した事項(1)のとおり

5 届出年月日

令和2年12月4日

6 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）

7 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期間

令和2年12月10日から令和3年4月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により，この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から4月以内に市に対し，次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和3年4月10日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課